

海外派遣資金貸付金助成要綱の運用について

第1条 海外派遣資金貸付金助成要綱（以下「要綱」という。）について、次の通り取り扱うこととする。

第2条 要綱第3条の「貸付金・助成金の予算」は、収入を「寄附金」として、計上し、支出を行事・国際委員会関係で「海外派遣事業貸付金・助成金」として計上する。

第3条 要綱第5条の「貸付金・助成金を受けようとする者」について、海外派遣事業への参加申込の際に、貸付金・助成金を受けることについての予定の有無を確認できるよう、事前に調整する。

第4条 要綱第6条第1項第4号の「行事・国際委員会委員」は、3名以内とする。なお、この委員に欠員が生じた場合は、行事・国際委員長は速やかに後任者を推薦し、委嘱の手続きを行うものとする。

2 審査委員会の招集は、必要の都度、委員長が行う。

3 審査委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、これを開催することができない。

第5条 要綱第7条の「審査委員会の審査」にあたっては、当該事案が、特定の委員の自己に利害関係が生ずる事案は、当該委員は、議決に加わることができない。

2 審査委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 審査委員会の会議は、議事録を作成し、これを保存する。保存年限は、2年とする。

第6条 要綱第9条の「貸付金の交付」について通知するとともに、事務局において貸付金の受取の手続き等について確認の後、これを交付する。

第7条 要綱第11条の「延滞金の額」及び「徴収方法」については、関係法令に従って行う。

附 則

この要綱の運用は、平成14年11月1日から適用する。

この要綱の運用は、平成25年6月4日から適用する。